改正後

（関係事業者に関する主務省令で定める関係）

第一条　中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第二条第十項第八号の主務省令で定める関係は、他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を事業者及び当該事業者の代表者が有する関係とする。

（経営力向上計画の認定の申請）

第二条　［略］

２　法第十七条第一項の規定により経営力向上計画に係る認定を受けようとする中小企業者等は、法第二条第十項第七号に掲げる事業又は資産（土地及び家屋に限る。次条第二項において同じ。）の譲受けを行う旨を記載する場合にあっては、前項の規定は適用しない。この場合には、様式第二による申請書を、当該事業を行う事務所又は当該資産が所在する都道府県（次項並びに次条第二項及び第三項において単に「都道府県」という。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

３　［略］

４　第一項又は第二項の中小企業者等が法第二条第十項に規定する事業承継等を行う旨を記載する場合においては、第一項又は第二項の申請書には、事業承継等の内容（他の事業者の代表者の状況に関するものを含む。次条第四項第二号において同じ。）及び当該事業承継等に係る合意を証する書類を添付しなければならない。

５　第一項又は第二項の中小企業者等が経営力向上設備等を取得する場合においては、第一項又は第二項の申請書には、中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十七条に規定する要件に該当することを証する書類を添付しなければならない。

６　［略］

７　第一項又は第二項の中小企業者等が中小企業等経営強化法施行規則第十八条に規定する要件を備える者であることを記載する場合においては、第一項又は第二項の申請書には、当該中小企業者等が当該要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。

８・９　［略］

第三条　［略］

２・３　［略］

４　第一項又は第二項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一・二　［略］

三　取得する経営力向上設備等に変更がある場合には、その変更後の経営力向上設備等が、中小企業等経営強化法施行規則第十七条に規定する要件に該当することを証する書類

四　［略］

様式第１

［略］

６　経営力向上の内容

(1)～(3)　［略］

(4)　「事業承継等の種類」の欄には、事業承継等の種類について、中小企業等経営強化法第２条第10項各号に掲げる措置（第２条第２項に規定する事業又は資産の譲受けを除く。）のうち該当するものについて記載すること。

(5)～(7)　［略］

７　経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(1)～(4)　［略］

(5)　中小企業等経営強化法第22条第５項に規定する保証を受けようとする場合には、中小企業等経営強化法施行規則第18

改正前

（関係事業者に関する主務省令で定める関係）

第一条　中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第二条第十一項第八号の主務省令で定める関係は、他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を事業者及び当該事業者の代表者が有する関係とする。

（経営力向上計画の認定の申請）

第二条　［略］

２　法第十七条第一項の規定により経営力向上計画に係る認定を受けようとする中小企業者等は、法第二条第十一項第七号に掲げる事業又は資産（土地及び家屋に限る。次条第二項において同じ。）の譲受けを行う旨を記載する場合にあっては、前項の規定は適用しない。この場合には、様式第二による申請書を、当該事業を行う事務所又は当該資産が所在する都道府県（次項並びに次条第二項及び第三項において単に「都道府県」という。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

３　［略］

４　第一項又は第二項の中小企業者等が法第二条第十一項に規定する事業承継等を行う旨を記載する場合においては、第一項又は第二項の申請書には、事業承継等の内容（他の事業者の代表者の状況に関するものを含む。次条第四項第二号において同じ。）及び当該事業承継等に係る合意を証する書類を添付しなければならない。

５　第一項又は第二項の中小企業者等が経営力向上設備等を取得する場合においては、第一項又は第二項の申請書には、中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条に規定する要件に該当することを証する書類を添付しなければならない。

６　［略］

７　第一項又は第二項の中小企業者等が中小企業等経営強化法施行規則第十七条に規定する要件を備える者であることを記載する場合においては、第一項又は第二項の申請書には、当該中小企業者等が当該要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。

８・９　［略］

第三条　［略］

２・３　［略］

４　第一項又は第二項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一・二　［略］

三　取得する経営力向上設備等に変更がある場合には、その変更後の経営力向上設備等が、中小企業等経営強化法施行規則第十六条に規定する要件に該当することを証する書類

四　［略］

様式第１

［略］

６　経営力向上の内容

(1)～(3)　［略］

(4)　「事業承継等の種類」の欄には、事業承継等の種類について、中小企業等経営強化法第２条第11項各号に掲げる措置（第２条第２項に規定する事業又は資産の譲受けを除く。）のうち該当するものについて記載すること。

(5)～(7)　［略］

７　経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(1)～(4)　［略］

(5)　中小企業等経営強化法第22条第５項に規定する保証を受けようとする場合には、中小企業等経営強化法施行規則第17